

伐採及び搬出に係るチェックリスト

チェック項目	確認
<p>(1)伐採の方法及び区域の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 伐採する区域の事前確認を行う。 ② 林地や生物多様性の保全に配慮した伐採を行う。 ③ 森林管理署長等が示す保護樹帯や保残木を保全する。 	<input type="checkbox"/>
<p>(2)林地保全に配慮した搬出路・土場の配置・作設</p> <ul style="list-style-type: none"> ①搬出路・土場の作設によって土砂の流出・林地の崩壊が発生しないよう集材方法や使用機械を選定(特約事項等で特定される場合を除く。)し、搬出路・土場の配置を必要最小限にする。 ②地形等の条件や道内の集材方法を考慮して、路網と架線を適切に選定する。 ③急傾斜地において、やむを得ず土場を作設する場合にはのり面を丸太組みで支えるなどの崩壊防止対策等を講じる。 ④搬出路・土場の作設開始後も土質、水系等に注意し、林地の保全に配慮する。 ⑤搬出路の線形は、極力等高線に合わせる。 ⑥ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑦搬出路・土場は溪流から距離をおいて配置する。 ⑧伐採現場の土質が粘性土の場合は、搬出路・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が溪流に流出しない工夫をする。 ⑨搬出路は、沢筋を横断する箇所が少なくなるよう配置する。急傾斜地等の崩壊しやすい箇所をやむを得ず通過する場合は、通過する区間を極力短くし、排水処理等を適切に実施する。 ⑩伐採区域のみで搬出路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することとし、森林管理署長等と協議を行う。 	<input type="checkbox"/>
<p>(3)周辺環境への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ①搬出路・土場は、人家、道路、鉄道等の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避ける。 ②やむを得ず作設する場合は、必要に応じて保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。 	<input type="checkbox"/>
<p>(4)生物多様性と景観への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ①希少な野生生物の生育等を知った場合は、森林管理署長等と協議のうえ、線形及び作業の時期の変更等を行う。 ②集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の搬出路・土場の配置とする。 	<input type="checkbox"/>

チェック項目	確認
<p>(5)路面の保護と排水の処理</p> <p>①路面の横断勾配を水平に、縦断勾配をできるだけ緩やかにし、波形勾配によりこまめな分散排水を行う。困難な場合等は状況に適した横断溝等を設置する。</p> <p>②横断溝等は、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。</p> <p>③安全に排水できる箇所をあらかじめ決め、適した箇所がない場所では、素掘り側溝等により導水する。</p> <p>④溪流横断箇所は可能な限り原状復旧する。</p> <p>⑤洗い越し施工では、横断箇所を路面より低い通水面を設ける。</p> <p>⑥曲線部では上部入口手前で排水する。</p> <p>⑦開きよ等は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮する。横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩等の水たたきを設置する。</p> <p>⑧水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側を低くする排水方法とする場合は、盛土のり面の保護措置をとる。カーブの谷側を低くすることは避ける。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>(6)切土・盛土</p> <p>①搬出路の幅及び土場の広さは必要最小限にする。</p> <p>②切土又は盛土の量を調整するなど、原則として残土処理が発生しないようにする。残土が発生した場合は、盛土規制法等に則して適切に処分する。</p> <p>③切土高は 1.5m程度以内を目安(ヘアピン区間を除く。)とし、高い切土が連続しないようにする。</p> <p>④切土のり面勾配は地形等の条件に応じて調整する(土砂の場合は6分、岩石の場合は3分が標準の目安)。</p> <p>⑤盛土は地形、幅員、林業機械の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行う。</p> <p>⑥盛土のり面勾配は概ね1割、やむを得ず盛土高が2mを超える場合は1割2分より緩くすることを目安とする。</p> <p>⑦地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ず盛土する場合には、横断溝等を設置する。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>(7)作業実行上の配慮</p> <p>①搬出路・土場は、土砂の流出を防止するため、必要に応じ路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。</p> <p>②降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。</p> <p>③伐採現場が人家、道路等の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施する。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>(8)事業実施後の整理</p> <p>①枝条等は木質バイオマス資材等への有効利用に努める。</p> <p>②枝条等を伐採現場に残す場合は、伐採後の植栽等を想定して枝条等を整理する。</p> <p>③表土保護のための枝条敷設等の場合は、置く場所を分散し、杭を打つなどの対策を講じる。</p>	<input type="checkbox"/>

チェック項目	確認
<p>④天然更新を予定している区域では、枝条等がその妨げにならないようにする。</p> <p>⑤枝条等が出水時に溪流に流れ出たり、雨水を滞水させること等により林地崩壊を誘発することがないように、溪流沿い等に積み上げないなど適切な場所に整理する。</p> <p>⑥搬出路・土場は、横断溝等の排水処理を行う。</p> <p>⑦伐採・搬出に使用した資材・燃料等は確実に整理、撤去する。</p> <p>⑧伐採現場を引き上げる前に、搬出路・土場の枝条等の整理の状況について、森林管理署長等から手直し等の指示を確認し、必要な措置を講じる。</p>	